

投資家の皆様へ

大和アセットマネジメント株式会社

## 運用管理費用（信託報酬）変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記のファンドにつきまして、信託約款に基づき適用される運用管理費用（信託報酬）の変更が生じますので、お知らせ申し上げます。

今後とも弊社商品をご愛顧いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 対象ファンド

| 回次コード | ファンド名                       |
|-------|-----------------------------|
| 4638  | ダイワ住宅金融支援機構債ファンド -Mr. フラット- |

### 2. 変更内容および理由

2026年1月13日の新発10年国債の利回り（日本相互証券株式会社発表の終値）は、2.160%でした。

このため、今回適用される運用管理費用（年率）は、純資産総額に対して以下の通り（太枠網掛け）に変更となります。運用管理費用の詳細は、投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。

| 新発10年国債の利回り        | 合計（税抜）                           | 委託会社          |               |              |
|--------------------|----------------------------------|---------------|---------------|--------------|
|                    |                                  | 販売会社          | 受託会社          |              |
| 1%未満の場合            | 0.18%                            | 0.075%        | 0.075%        | 0.03%        |
| 1%以上2%未満の場合        | 0.30%                            | 0.135%        | 0.135%        | 0.03%        |
| <b>2%以上3%未満の場合</b> | <b>0.40%</b><br><b>(税込0.44%)</b> | <b>0.185%</b> | <b>0.185%</b> | <b>0.03%</b> |
| 3%以上4%未満の場合        | 0.50%                            | 0.235%        | 0.235%        | 0.03%        |
| 4%以上5%未満の場合        | 0.60%                            | 0.285%        | 0.285%        | 0.03%        |
| 5%以上の場合            | 0.70%                            | 0.335%        | 0.335%        | 0.03%        |

### 3. 変更適用日

2026年1月14日

以上

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・住宅金融支援機構が発行する債券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

### ファンドの特色

- ・住宅金融支援機構が発行する機構債に投資します。

- ・毎年3月10日および9月10日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

一般社団法人投資信託協会は、信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超える支配的な銘柄が存在、あるいは存在する可能性が高いものを「特化型」としています。当ファンドは、機構債に集中して投資する「特化型運用」を行ないます。したがって、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 公社債の価格変動<br>(価格変動リスク・信用リスク) | 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。                                |
| 機構債固有の投資リスク                 | 機構債は住宅ローン債権を裏付けとするため、住宅ローン債務者からの繰上返済に伴い、期限前償還されます。一般に金利変動は住宅ローンの借換えや繰上返済による期限前償還に影響を与えるため、機構債の価格は一般の債券と異なる変動をします。<br>期限前償還は金利要因のほかに、さまざまな要因によっても変動します。<br>また、機構債の価格に与える影響は、住宅ローン債務者の信用状況など機構債各自の有する特性により異なります。 |
| 特定銘柄への集中投資リスク               | 住宅金融支援機構が法令により解散や株式会社等の法人となった場合などには、機構債は信託受益権へと変更され住宅金融支援機構による信用力がなくなるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。<br>また、住宅金融支援機構や機構債に関する法制度の変更等によっても影響を受けます。   |
| その他                         | 解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。  |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## 《ファンドの費用》

### 投資者が直接的に負担する費用

|         | 料率等                                       | 費用の内容                                  |
|---------|---|--|
| 購入時手数料  | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <u>0.55% (税抜0.5%)</u> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                    | —                                      |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  | 料率等                                 | 費用の内容   |         |      |      |      |         |          |          |         |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |
|------------------|-------------------------------------|---|---------|------|------|------|---------|----------|----------|---------|---------|----------|----------|---------|----------|----------|---------|----------|----------|---------|----------|----------|---------|----------|----------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | <u>年率0.77%</u><br><u>(税抜0.7%)以内</u> | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。   |         |      |      |      |         |          |          |         |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |
| 委託会社             | 配分については、<br>下記参照                    | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。  |         |      |      |      |         |          |          |         |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |
| 販売会社             |                                     | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。  |         |      |      |      |         |          |          |         |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |
| 受託会社             |                                     | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。  |         |      |      |      |         |          |          |         |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |
|                  |                                     | 前記の運用管理費用(年率)は、毎月10日(休業日の場合翌営業日)における新発10年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。<br>新発10年国債の利回りが<br>イ. 1%未満の場合 ..... 年率0.198%(税抜0.18%)<br>ロ. 1%以上2%未満の場合 ..... 年率0.33%(税抜0.30%)<br>ハ. 2%以上3%未満の場合 ..... 年率0.44%(税抜0.40%)<br>ニ. 3%以上4%未満の場合 ..... 年率0.55%(税抜0.50%)<br>ホ. 4%以上5%未満の場合 ..... 年率0.66%(税抜0.60%)<br>ヘ. 5%以上の場合 ..... 年率0.77%(税抜0.70%)  |         |      |      |      |         |          |          |         |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |
|                  | 〈運用管理費用の配分〉<br>(税抜)(注1)             | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前イ. の場合</td> <td>年率0.075%</td> <td>年率0.075%</td> <td rowspan="6">年率0.03%</td> </tr> <tr> <td>前ロ. の場合</td> <td>年率0.135%</td> <td>年率0.135%</td> </tr> <tr> <td>前ハ. の場合</td> <td>年率0.185%</td> <td>年率0.185%</td> </tr> <tr> <td>前ニ. の場合</td> <td>年率0.235%</td> <td>年率0.235%</td> </tr> <tr> <td>前ホ. の場合</td> <td>年率0.285%</td> <td>年率0.285%</td> </tr> <tr> <td>前ヘ. の場合</td> <td>年率0.335%</td> <td>年率0.335%</td> </tr> </tbody> </table> |         | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 前イ. の場合 | 年率0.075% | 年率0.075% | 年率0.03% | 前ロ. の場合 | 年率0.135% | 年率0.135% | 前ハ. の場合 | 年率0.185% | 年率0.185% | 前ニ. の場合 | 年率0.235% | 年率0.235% | 前ホ. の場合 | 年率0.285% | 年率0.285% | 前ヘ. の場合 | 年率0.335% | 年率0.335% |
|                  | 委託会社                                | 販売会社  | 受託会社    |      |      |      |         |          |          |         |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |
| 前イ. の場合          | 年率0.075%                            | 年率0.075%  | 年率0.03% |      |      |      |         |          |          |         |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |
| 前ロ. の場合          | 年率0.135%                            | 年率0.135%  |         |      |      |      |         |          |          |         |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |
| 前ハ. の場合          | 年率0.185%                            | 年率0.185%  |         |      |      |      |         |          |          |         |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |
| 前ニ. の場合          | 年率0.235%                            | 年率0.235%  |         |      |      |      |         |          |          |         |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |
| 前ホ. の場合          | 年率0.285%                            | 年率0.285%  |         |      |      |      |         |          |          |         |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |
| 前ヘ. の場合          | 年率0.335%                            | 年率0.335%  |         |      |      |      |         |          |          |         |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |
| その他の費用・手数料       | (注2)                                | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。   |         |      |      |      |         |          |          |         |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 《お申込みメモ》

|                        |   |
|------------------------|---|
| 購入単位                   | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位   |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の基準価額（1万口当たり）  |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。   |
| 換金単位                   | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位  |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の基準価額（1万口当たり）  |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。   |
| 申込締切時間                 | 午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）   |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。   |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。  |
| 繰上償還                   | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。<br>・受益権の口数が30億口を下すこととなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき |
| 収益分配                   | 年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>(注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。<br>なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。                           |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

- ▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 当社ホームページ
- ▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

設定・運用:

**大和アセットマネジメント**

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会 一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

## ダイワ住宅金融支援機構債ファンド－M r. フラット－

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>(金融商品取引業者名) | 登録番号                        | 加入協会        |                         |                         |                            |
|--------------------------------|-----------------------------|-------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                |                             | 日本証券業<br>協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 大和証券株式会社                       | 金融商品取引業者<br>関東財務局長(金商)第108号 | ○           | ○                       | ○                       | ○                          |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。